

第11回渋川地区市町村合併協議会会議録

日 時 平成17年11月2日(水)
午後2時00分～3時10分
場 所 渋川プリオパレス

渋川地区市町村合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員44名・参与4名）

役職名	委員区分	氏名	備考	出欠
会長		木暮 治一	渋川市長	出
副会長	1号委員 (市町村長)	村尾 隆史	伊香保町長	出
		小野 利治	小野上村長	出
		阿久津 貞司	子持村長	出
		永井 良一	赤城村長	出
		木村 榮一	北橋村長	出
委員	2号委員 (助役)	桑島 保男	渋川市助役	出
		宮本 金男	伊香保町助役	出
		野村 哲男	小野上村助役	出
		信澤 明	子持村助役	出
		都丸 芳雄	赤城村助役	出
		塩谷 勝巳	北橋村助役	出
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長	出
		大島 勝昭	渋川市議会選出議員	欠
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員	出
		小池 春雄	伊香保町議会議長	出
		中澤 広行	伊香保町議会選出議員	出
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員	出
		角田 皇	小野上村議会議長	出
		平方 嗣世	小野上村議会選出議員	出
		佐藤 兵造	小野上村議会選出議員	出
		埴田 彦一郎	子持村議会議長	出
		飯塚 貴美夫	子持村議会選出議員	出
		石倉 一夫	子持村議会選出議員	出
		角田 一民	赤城村議会議長	出
		望月 昭治	赤城村議会選出議員	出
狩野 富雄	赤城村議会選出議員	出		
狩野 義雄	北橋村議会議長	出		
南雲 鋭一	北橋村議会選出議員	出		
吉田 利治	北橋村議会選出議員	出		

役職名	委員区分	氏 名	備 考	出 欠
委 員	4号委員 (学識経験者)	浅見 雄一	渋川市自治会連合会会長	欠
		町田 久	渋川商工会議所会頭	出
		廣田 勝次	渋川市農業委員会会長	出
		高橋 太郎	伊香保町商工会会長	出
		大澤 歳男	伊香保町社会福祉協議会会長	出
		木暮 敞治	小野上村商工会会長	出
		村上 嶋男	小野上村農業委員会会長	出
		佐々木よし子	小野上村レディースクラブ会長	出
		飯塚 重雄	子持村自治会長連絡協議会会長	出
		生方 大吉	子持村商工会会長	出
		島村 恒夫	子持村農業委員会会長	出
		狩野 重雄	赤城村商工会会長	欠
		狩野 邦司	赤城村農業委員会会長	出
		田村 宗一	赤城村区長会会長	出
		柴崎 一夫	北橘村区長会会長	欠
	中村 亮典	北橘村商工会会長	出	
	小泉 隆雄	北橘村農業委員会会長	出	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	桜井 芳樹	渋川地区医師会会長	出
		戸所 隆	高崎経済大学地域政策学部教授	欠
小野 宇三郎			出	
参 与		角田 登	群馬県議会議員	出
		大林 喬任	群馬県議会議員	欠
		真下 誠治	群馬県議会議員	欠
		内山 幸光	渋川行政事務所長	出
		亀井 勝男	北群渋川農業協同組合代表理事組合長	出
		三田 善一郎	赤城橘農業協同組合代表理事組合長	出
監 査 委 員		阿久澤 明	子持村監査委員	-
		田子 玲子	赤城村監査委員	-

市町村合併担当課長等

市町村名	氏名	備考	出欠
渋川市	諸田 章	企画課長	出
伊香保町	石坂 實	政策調整課長	出
小野上村	平方 敏治	企画観光課長	出
子持村	後藤 光好	企画課長	出
赤城村	樺澤 常雄	企画課長	出
北橘村	町田 進	企画財政課長	出

事務局職員

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	吉原 康之	出	第一調整 G	萩原 一夫	出
事務局次長	五十嵐 研介	出		狩野 雅弘	欠
総務 G	福島 泰利	出		飯塚 玄浩	欠
	寺島 剛	出		土屋 輝夫	欠
	田中 光一	出	第二調整 G	高橋 喜太郎	欠
計画 G	藤岡 孝広	出		狩野 輝夫	欠
	笹原 浩	欠		灰田 幸治	出
	金井 裕昭	欠		矢島 啓邦	出
	須田 茂之	出	推進 G	立見 俊幸	欠
		田中 和彦		欠	
		加藤 修		出	
		木村 毅		出	

傍聴人

区分	人数	備考
報道関係者	社名	
一般	5名	
合計	5名	

2 会議に付した案件

報告事項

報告第36号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

報告第37号 新市の市章について

報告第38号 協議項目24-8「保健衛生事業の取扱い」について

報告第39号 協議項目24-10「交通関係事業の取扱い」について

報告第40号 協議項目24-12「各種福祉制度の取扱い」について

報告第41号 協議項目24-14「農林水産関係事業の取扱い」について

協議事項

議案第25号 協議項目24-15「商工・観光関係事業の取扱い」の変更について

その他

(1) 次回会議予定について

開 会 （午後2時00分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第11回渋川地区市町村合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） どうも皆さん、こんにちは。

本日は、委員の皆様には大変ご多用のところ協議会に出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日は、先ほど申し上げましたように第11回の協議会ということでありまして、8月末の開催以来2カ月ぶりの協議会であります。この間におきまして、北橋村の木村村長さんにおかれましては10月19日の任期満了に伴います改選に当たりまして、引き続き村政を担うことが住民の皆さんに信任されまして、無投票で当選をされました。改めまして皆さんとお祝いを申し上げたいと思います。

さて、新市誕生まで4カ月を切り、ちょうど110日となったところでありますけれども、本日の議題にあります新市の市章につきましては、多くの皆様からのご応募をいただいた中から小委員会の審査を経て、先般の正副会長会議で一つの作品を選定させていただきましたので、後ほどご報告申し上げたいと思います。

本日の協議項目につきましては、「保健衛生事業の取扱い」外4件についてご協議をお願いすることにしております。

簡単ではありますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして議事に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第11条第2項の規定によりまして会長が議長になることとされておりますので、会長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は44人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数50人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、会議録署名人ではありますが、協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとし

ておりますので、前回は赤城村の都丸助役さんをお願いいたしましたので、名簿順によりまして今回は北橋村の塩谷助役さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第の3、報告事項、報告第36号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第36号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について

事務局長（吉原康之君） それでは、資料の1ページをごらんいただきたいといたします。報告第36号 渋川地区市町村合併協議会委員の変更について報告するものであります。

以下の表にありますように、まず3号委員におきまして赤城村の岩崎委員から望月委員に、4号委員におきましては子持村の小澤委員から島村委員に、備考欄にあります職の任期満了等に伴いましてそれぞれ変更となったものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、ここで新しい委員さんに自己紹介をお願いしたいと思います。

最初に、赤城村議会議員であります望月委員さんからお願いをいたします。

委員（望月昭治君） ただいまご紹介いただきました赤城村の望月昭治でございます。皆様方と足並みをそろえた中に新市に向かって進んでいきたいといたしますので、微力ではございますが、皆様方とともに足並みそろえていきますので、よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。

続きまして、子持村農業委員会会長であります島村委員さんをお願いいたします。

委員（島村恒夫君） ただいまご紹介にあずかりました子持村農業委員会長の島村恒夫でございます。合併協議会というものを、まず皆さん方から発行されています市町村広域だより、それによって知ること、それ以外のことはまず何もわからないので、今後よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） ありがとうございます。

それでは、新しい委員の皆様にはよろしくお願いをいたします。

それでは次に、報告第37号 新市の市章についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第37号 新市の市章について

事務局長（吉原康之君） それでは、資料の3ページをお願いいたしたいと思いません。報告第37号 新市の市章について報告するものであります。

5ページをお願いいたします。新市の市章といたしまして、ごらんのものに決定したわけではありますが、詳細を説明する前に選考の経過等をご説明いたしたいと思しますので、6ページをお願いいたします。

(2)の市章デザイン決定までの経過であります。まず冒頭にありますように本年の4月27日の第8回協議会におきまして、新市の市章選定小委員会の設置について確認をしていただきました。その後、5月20日に第1回の小委員会を開催いたしまして、募集要項等の協議をしていただきました。この要項等に基づきまして、6月1日から7月29日までの2カ月間にわたりまして募集をいたしましたところ、既にご報告いたしておりますように全国から756件の応募がありました。この中から、8月2日とありますところではありますが、デザイナーによる分類、選考等を行っていただき、50作品を選考いたしました。さらに、8月15日のところにありますようにアドバイザーによりまして類似商標等の調査を行いまして、50作品から9作品を選考いたしました。以上を踏まえまして、10月の8日に第2回小委員会を開催していただきまして、まず9作品の中から5作品を選考していただきまして、さらにこの5作品の中から市章候補作品3作品を選考いたしました。この3作品につきまして、10月27日に開催をされました第19回正副会長会議におきまして検討していただきまして、後ほど説明いたします最優秀作品1作品を決定していただきました。この結果、最下段であります。本日の報告となったわけであります。

5ページにお戻りいただきたいと思えます。新市のデザインは、先ほど申し上げましたように全国各地から756点の応募作品がありまして、その中からごらんいただいている作品が最優秀賞となり、新渋川市の市章として採用することに決定をいたしました。デザインは、ただいま申し上げましたようにごらんとおりであります。この作品の応募者であります。三戸部謙吉様でありまして、住所は長野県上田市であります。デザインの趣旨であります。記載のとおりであります。読み上げてみますと、「RS」の文字と赤城山・榛名山・利根川などの地勢をモチーフに、[やすらぎとふれあいに満ちた“ほっと”なまち]と未来を見つめ、協調発展する姿を表現しています。中央の円はその活力、集中力をも表すと共に[日本のまんなかへそのまち]をも表しています。」

次に、優秀作品であります。4名の方でありまして、4名の方のお名前を申し上げますと、まず高野未知子様、群馬県北橋村の方であります。それから、栗

山照州様、福岡県福岡市の方であります。それから、伊藤也寸史様、岐阜県多治見市の方であります。最後になります、三好健一様、福岡県福岡市の方であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（木暮治一君） 説明が終わりましたが、報告第37号につきましてご質問等ございましたらお願ひをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質疑もないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第37号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第37号は原案のとおり承認されました。

続きまして、報告第38号 協議項目24 8「保健衛生事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第38号 協議項目24-8 「保健衛生事業の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） 資料の7ページをごらんいただきたいと思います。報告第38号 協議項目24 8「保健衛生事業の取扱い」について、別紙のとおり報告するものであります。

9ページをお願いいたします。まず、上段左側の調整方針であります、調整方針にありますように成人検診及び母子保健事業については、いずれも新市において調整をし、統一的に実施するとなっておりますが、その後調整を進め、右側にありますように以下の表のとおり新市において実施することにいたしました。表では、左側に現況を、右側に調整結果を踏まえまして新市において実施する事業を整理をしたものであります。地域別に丸印をつけてありますが、それぞれ実施することをあらわしてあります。また、表の最後の2行の事業については、他の事業へ移行することから、あるいは事業実施上問題があり、廃止するもの等については、それぞれ記載の理由からそのような整理をしたものであります。

このページから13ページにわたりまして、ただいま説明を申し上げましたように同じ整理をしておりますが、少しページを飛ばしまして15ページをお願いいたします。参考資料であります。ここでは、ただいまの保健事業につきまして事業調整の基本的な考え方を初め、事業実施の方法や調整の結果等について整理をしております、これによって調整結果をどのようにしてまとめたかを説明し

たいと思います。

まず、1の基本的な考え方ではありますが、要旨を申し上げますと、(1)では現在の6市町村の事業を基本に事業を統一的に実施すること。(2)では、ただいまの(1)を踏まえまして、全体的には事業が相当増加することから、本庁に職員を集中的に配置し、チーム編成による効率的な事業対応をしていくこと。(3)であります。各支所の保健センターにつきましては、(2)で申し上げましたとおりチーム編成により本庁とほぼ同様の事業を実施し、利用していくことにしております。最後の(4)では、支所におきましてただいま説明いたしました保健事業のほか支所に保健師1名を配置し、保健及び福祉全般にかかわる住民サービスを提供していくことにしております。支所の体制については、現在整理中でありまして、保健師ただいま1名と申し上げましたが、専門職としては保健師1名ということでありまして、事務職については現在整理中であるということをご理解いただきたいと思います。

次に、2の組織であります。既に説明をいたしておりますように健康管理課を本庁の保健センターに、支所には先ほど申し上げました健康福祉課を配置することにしておりますが、職員体制につきましては先ほど説明いたしましたとおり保健師1人の配置を含め、一般事務職員等の人数については今後整理をすることになっております。

3の保健センターで実施する事業ではありますが、要約して説明いたしますと、(1)の成人病検診につきましては、事業は統一的に各支所の保健センターで実施をいたします。なお、廃止する事業もありますが、本文最後の5行のところで整理をしておりますように、北橘村等でこれまで実施している記載の婦人検診を事業名を変更いたしまして、また腹部超音波検診をそれぞれ全市に拡大をして実施することにしております。(2)は、記載のとおりでありまして、(3)の母子保健についてであります。16ページをお願いしたいと思います。表につきましては、各市町村の年間出生数の推移を整理したものであります。渋川市の出生数と最下段の町村の計を合計いたしますと、6市町村では数字は整理してありませんが、平成15年度では664人、16年度では721人、17年度が675人というようなことでありまして、横ばいというような状況で推移をしております。

事業について、19ページをお願いしたいと思います。これは、母子保健事業につきまして6市町村の現況と調整方針について詳細に整理をした資料であります。表の左側の1)から3)につきまして説明いたしますと、まず渋川市では3カ月児、それから7カ月児、1歳児健診をそれぞれ区分をして実施しております。他の町村では、例えば伊香保町の欄にありますように同町では3カ月児から4カ月児、7カ月児から8カ月児、11カ月児から12カ月児をそれぞれ同一の日程で年6回健診をしております。これにつきましては、ごらんいただけるように他も

おおむね同様で実施をされておりますが、これらを表の一番右側になりますが、この時期の乳幼児につきましては成長が非常に早いということでありますので、成長に合わせた健診が非常に重要だとされております。そういったことから、今回調整の前提としてはできるだけ事業を拡大し、それぞれ対応していくというふうな、こういうことでありまして、基本的には渋川市の方式に合わせて調整をいたしました。

ただ、事業がただいま申し上げましたようになりかなり拡大されますことから、健診会場や実施の方法等につきましてはかなりの工夫が必要になります。つまり保健師等の体制は現況と一部包括支援センター等では変わりますが、健康管理の面では全く体制が変わらないという状況にありまして、そういった人員をもとに対応するというようなことになりまして、繰り返しになりますが、かなりの工夫が必要になるわけでありまして、まず、3カ月児健診及び7カ月児健診につきましては、全市域を対象に渋川保健センターで実施することにいたしました。そして、1歳児健診につきましては記載のとおり渋川・伊香保地区、それから子持・小野上地区、赤城・北橋地区の三つの健診会場に分かれまして、かつ健診内容につきましても以下にありますように1歳6カ月児健康診査から3歳児健康診査を、実施の方法は健診会場によってやや異なりますものの、実質的には同様にして行っていくことにいたしました。

21ページをお願いいたします。やや細かい実務的な資料となっておりますが、このページから32ページにわたりますので、ただいま申し上げました調整結果をもとに、平成18年度にただいまの調整結果の事業をする場合にどんな対応になるかというようなことで、本庁、支所別の月ごとの健診スケジュールを詳細に整理をした資料であります。

内容については説明を省略いたしますが、33ページをお願いいたします。これは、保健事業に係る住民の自己負担額等について整理をいたしましたものであります。新市の自己負担額につきましては、やや見にくい表となっておりますが、おおむね表の中央に記載のとおりでありまして、これらはこれまでの各市町村の状況や国の徴収基準というのが網かけで右の方にありますが、そういったものを参考にいたして案をまとめたものであります。検診の内容別に見ますと、これまでの負担額とやや相違が見られますが、全体的にはほぼ現状と同様の負担額となっているというようなことで整理をしたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第38号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

委員（村上嶋男君） 小野上の村上ですけど、伊香保と小野上は実施しないで渋川と子持と一緒に健診するというんですけど、幼児の場合には共稼ぎで出ている

人が多くて、おじいさん、おばあさんが子守しているケースが多いんで、子持まで連れていくということは大変になるんだと思います。それから、地方の地区で不便なところにいるので、ぜひ今までどおり保健所で健診できるよう図ってもらいたいと思います。

事務局長（吉原康之君） 1点訂正をまずさせていただきます。19ページで会場の数を申し上げましたが、私が渋川・伊香保地区、それから子持・小野上地区、それから赤城地区、北橋地区とあったのを「三つの会場」でと申し上げましたが、「四つの会場」でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただいまのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり今回渋川市の事業に合わせてということで基本的に整理をいたしました。それから、今まで北橋村等で実施をいたしておりましたわかば検診等につきましては、これを全市に広げるといふようなことのでかなりの事業拡大になりました。これにつきましても、先ほど申し上げましたとおり保健師の体制が現状と全く変わらない状況で対応していくという、そういう状況になるというふうなことでお話し申し上げましたが、そういったことを前提にいたしますと、会場につきましては先ほども説明いたしましたとおりこういうことで対応していかないと、事業量の拡大とそれから健診会場の調整ということをお前提にいたしますと、こういう調整で対応せざるを得ないのかなということでもありますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

（何事か呼ぶ者あり）

事務局長（吉原康之君） それと、補足をしてもう少し説明をさせていただきますと、お話にもありましたお年寄りの方が場合によってはという、こういうお話もありました。ただ、調整の中では保健師さんの専門部会を設けて検討していただいたわけでもありますけれども、そういう中では母親の声といひますか、渋川市で病院等にかかったついでにむしろ渋川市なり、そういうところの会場で対応ができる方が便利だといふような、そういう声も大分あるといふようなことで保健師さんのプロジェクトの中では議論があったといふふうなことで聞いておりました、そういうことも今回会場をこういうことで統一をさせて対応していただくようなことの整理となったといふような前提になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（村上嶋男君） 経費削減とか言っているけど、健康診断とかそういうのには経費削減とかでなく、ほかに削減するところがあって、こういう健康診断とか、そういう方にはぜひ不便の地区まで出かけてやってもらうようお願ひいたします。

事務局長（吉原康之君） 今経費の節減という、こういうお話ありましたが、先ほども申し上げましたとおり事業をかなり拡大する話でありますので、全く経費の節減とは逆でありますね、これはかなり、概算でありますけれども、平成

17年度と18年度予算の見込みを比較いたしますと、平成18年度見込みはですね、3,029万3,000円ほどになりますが、この調整で平成18年度予算計上いたしますと3,700万程度になりまして、結果的には700万程度経費的にはふえるわけでありまして、そういう経費の節減ということで整理をしたわけではありませので、むしろ事業の拡大といいますか、同じ住民になるわけでありまして、住民の方に同じサービスが受けられるような調整をしたということで経費の点を申し上げましたが、そういったことでありますので、そういうご理解をよろしくお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） 先ほど事務局長がお答えいたしましたように、3カ月健診であるとか7カ月健診というものに限っては渋川の保健福祉センターでということでありまして、他の多くの方々の検診につきましてはそれぞれの地域の保健センターにおいて行うというふうなことで説明があったと思います。いろんな角度から検討いたしました結果、そういう結論が出されまして、子供を育てるということの中で幼児の健診につきましてはやはり恐らく母親がついてくるという、そういうことであると思います。ふだんにおきましては保育所なり、おばあちゃん、おじいちゃんにお願いすることもあるかと思いますけれども、健診については恐らくお母さんがついてきてくれるのだらうという、そういう形の中でいろんな方々との接触もありますし、そういった観点からお母さん方の希望に、先ほども説明がありましたようにお母さん方もできたらその方がいいですよというふうな保健師さんの方々へのお話の中で出されていたようでありますので、ご理解いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにご質問ないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第38号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませので、報告第38号は原案のとおり承認をされました。

次に、報告第39号 協議項目24 10「交通関係事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第39号 協議項目24-10 「交通関係事業の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） 資料の35ページをごらんいただきたいと思います。報

告第39号 協議項目24 10「交通関係事業の取扱い」について、次のとおり報告するものであります。

これにつきましては、以下の表にありますように調整済みであります。そのうちの2につきましては合併時に統一するとしておりましたが、その後調整を進めた結果、表外にありますようにバス利用促進対策につきましては高齢者の足を確保するため渋川市の例により65歳以上の市内在住者に群馬県共通バスカード及び回数券購入費用の一部を補助するものとするものであります。

37ページをお願いいたします。上段にあります調整方針等につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおりであります。現況の渋川市の欄にありますようにやや詳細な資料となっておりますが、上の段に市の補助額というのがございます。この金額をごらんいただきますと、1,350円となっております。制度を実施しております赤城村及び北橋村の同様に整理をしております補助額をごらんいただきますと、750円であります。先ほど申し上げましたように渋川市に合わせることにしたことから、市の補助額は増加するものの結果的には利用者の負担が減るという、そういう調整であります。

39ページをお願いいたします。これは、ただいま説明いたしました調整結果をもとに財政影響額を試算した資料でありまして、これまで制度がなかった伊香保町、小野上村、子持村も含めまして制度の拡大をいたしますことから、表につきましても詳細な説明は省略いたしますが、表外にありますように新市における財政影響額は205万円ほど増加になるというようなことであります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第39号につきましてご質問等ございましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第39号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、報告第39号は原案のとおり承認されました。

次に、報告第40号 協議項目24 12「各種福祉制度の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

報告第40号 協議項目24-12 「各種福祉制度の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） 資料の41ページをごらんいただきたいと思っております。報

告第40号 協議項目24 12「各種福祉制度の取扱い」について、別紙のとおり報告するものであります。

43ページをお願いいたします。本事業の取り扱いにつきましては、上段の調整方針の欄にありますように、平成16年4月28日の任意合併協議会におきまして記載のとおり決定をしていただいたものであります。このうちアンダーラインのある1の(2)、障害者福祉・高齢者福祉等につきましては、この各種制度につきましては記載のとおり新市において調整するとされておりまして、その後検討を進めた結果、以下の表に整理をいたしましたとおりまとめましたもので、ご報告するものであります。

まず、表の見方についてご説明申し上げますと、表の左側の方に項目とあります。この覧をごらんいただきますと、ここに事業名がまず記載してあります。その右の欄に6市町村の現況を整理しております。さらにその右の欄になりますが、調整結果の欄であります。新市における対応を示してありまして、このような対応とする理由を事業ごとにそれぞれ整理をいたしております。その内容であります。共通的な内容を申し上げますと、新市における対応といたしまして、調整の具体的な内容として整理をしたものであります。表外のやや右の方になりますが、凡例があります。丸や三角等で事業の継続実施、あるいは廃止等をそれぞれ示したものであります。

それでは、1の合併時に廃止する事業であります。先ほど申し上げましたとおり廃止の理由につきましてはそれぞれ右側の調整の具体的な内容欄に記載のとおりであります。共通的な理由として、1、市町村でしかこれまで実施していなかったもの、それから既に当初の目的が達成されたもの、他の事業に振りかえることができる、そういった事業を廃止することにいたしました。このページでは記載の9事業が廃止となります。

45ページをお願いしたいと思います。このページもただいま申し上げました廃止する事業でありまして、このページでは16事業が廃止となりまして、合計では25の事業が廃止となります。このページは、先ほど申し上げました廃止の事業を引き続き整理したものでありまして、合計では、繰り返しになりますが、廃止の事業はこのページの事業を合わせますと25の事業となります。

次に、47ページをお願いいたします。表頭にありますように2の現行のとおり実施する事業であります。これまで6市町村で共通的に実施している事業、例えば福祉作業所など共通的ではない施設もあるわけですが、こういったものにつきましては事業を拡大して実施する必要があるということで、合併後も実施するというような整理をいたしました。それから、事業の統合等を図りまして現行のとおり実施する事業ということでも、存続ということ整理をいたしましたものでありまして、このページから51ページにわたって同様の整理をしております。

す。

51ページをお願いいたします。上段の表につきましては、ただいま申し上げました現行のとおり実施するということで整理をした事業の続きでありまして、先ほど申し上げました継続して実施する事業につきましては、このページの事業も含めまして合計で43事業につきましては事業の拡大、あるいは現行の事業をそのまま継続して実施するということで整理をいたしております。

次に、中段からやや下にあります3の合併時に統合または再編する事業であります。基本的にはただいま申し上げました2の事業と同様に新市において引き続き事業を実施していくことにしている事業であります。共通的に実施されていた事業であっても内容が市町村で異なっていたもの、それから町村においてはこれまで県の事業として実施されていたもの、それから事業を拡大するもの、そういった理由から統合、再編を図る事業でありまして、先ほどと同様にこのページから59ページにわたって整理をいたしておりますが、55ページをごらんいただきたいと思っております。

表の後段になりますが、19に児童福祉という項目があります。その冒頭にあります1 5というところがありますが、出生祝金でありまして、現況の丸印をごらんいただきますと、伊香保町、小野上村、それから赤城村で現在実施をされております。これにつきましては、統合いたしまして全市に拡大して実施するということで、調整方針の欄にありますように合併時に再編をいたしまして、調整結果、具体的内容の欄がありますが、合併時から統一的に実施をし、具体的な話で申し上げますと、第2子以上が出産したときには1人につき10万円を保護者に支給するという、そういう調整結果で整理をいたしたものであります。

59ページをお願いいたします。ただいま申し上げました合併時に統合または再編する事業につきましては、このページの事業も含めまして合計では82事業となります。

61ページをお願いいたします。表頭にありますように4の合併後に統合または再編する事業であります。ただいまの3の場合とほぼ同様の理由によって整理をいたしておりますが、合併後といたしたのは、内容の調整に時間がかかるものの他の事業との調整が必要なものなど、そういった理由から合併後に調整というようなことで整理をしたものであります。

このページの16事業と、次の63ページをお願いいたします。63ページの事業、ただいま61ページで申し上げました事業と合わせますと24事業となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第40号についてご質問等ございましたらお願いします。

委員（大澤歳男君） 伊香保町の大澤歳男と申します。

福祉事業の合併時に即廃止というふうなことで、廃止の理由はですね、1町のみの事業であるから廃止するというふうなことで、市町村有施設利用券の事業のですね、例えば伊香保町の寿カードの券につきまして、即廃止というふうなことでなく、やはり1市1町4カ村ではですね、その地域の特性やまた文化の違い、いろいろそういうふうなことを考えてそれぞれの市町村が独自にいろいろ事業を押し進めてきたわけですが、この伊香保町のですね、寿カードにつきましてちょっと説明をさせていただきたいと思うんですが、これは伊香保町の石段の湯の65歳以上の高齢者並びに身障者の方ですね、無料で温泉に入れる石段の湯、それとロープウエーをですね、これも利用券を無料にする、それと蘆花記念文学館のですね、入館料も寿カードを提示することによって無料に伊香保町としては実施しておったわけですが、ご案内のとおり伊香保町は、1576年の石段の町がですね、町として形成されて以来440年という長い間観光地として温泉町として栄えてきたわけですが、いっときによればですね、9割方観光事業に従事されたその町村において、皆さんもご案内のとおり伊香保町へ来て朝晩浴衣を着てですね、町内を散策しても少しも異論のないような不自然のないような、そういう観光温泉地でございます。そういうことにおいて、伊香保のですね、石段の湯も30年来無料だったわけですが、今現在平成17年、平成15年のですね、時の町長が石段街改修のために費用がかかるので、その当時入浴料が300円だったんですけれども、町内のその寿カードにつきましては100円をぜひ利用税としてお支払い願いたいと。それで、石段街の温泉のですね、施設ができ上がり次第6カ月ぐらいたったら無料に戻すのでというような説明が区長会で説明がありました。しかし、その後皆様ご承知のとおり町長が3人かわりまして、でき上がった後ですね、6カ月たっても1年たっても無料にならないと、区長会でそういうふうなことをただしましたところ、観光課長の説明で、これは県で補助金をいただいた事業なんで、もしこれを無料にすると補助金を即返還しなければならぬと、それだから100円の利用料はぜひ継続してほしいと、現在今400円でございます。

それとですね、先ほど申し上げましたとおりその町独自のやはり温泉文化がございまして、長らくそういうふうな30年来続いていたそういうものをですね、1町のみに行われたというふうなことで即廃止でなく、例えば伊香保の水道料の件につきまして調整をですね、3年なり5年をかけて調整をするというふうなものもあるわけでございますので、今までずっとそういうふうなことの恩恵に浴しておった、その町の発展のためにご努力なされた高齢者にですね、そういう町として発行しておりました寿カードをですね、即廃止というふうなことでなく、今後の調整期間として3年とか5年のですね、猶予期間を置いてなおかつ統一をすべきでないかなと、こういうふうには感じておるわけでございます。

続いて、小学校入学時ですね、伊香保町におきましては小学校入学時にランドセルをですね、全員に無料で配付すると。これもですね、実質的なカバンであり、なおかつカバーにですね、黄色いカバーをつけて学校の行き帰りに交通事故に遭わないようにそういうような意味も込めて伊香保町が実施してきた事業でございます。1町のみでやっている事業だから廃止するんだというようなことでなく、やはりこういうふうなことを即廃止するというふうなことにつきましては、これはですね、私は福祉の後退ではないかなと、委員の前にですね、首長さんみんないらっしゃいますけれども、福祉の後退のないように地域の発展になるように、それとですね、安らぎとふれあいのほっとなまちづくりをするためにというような言葉とちょっと裏腹のような感じがするわけでございます。

前項のですね、皆さんで異議なしというふうなことで承認されましたけれども、例えば大変申しわけございませんが、子宮がんの検診だとか甲状腺、胃がん、大腸がん、前立腺がんのですね、有料につきましては、この6市町村が全部同じだというふうに書いてございますけれども、これもですね、伊香保町ではことしの4月から有料になったんですよ。去年までは全部無料だったんですよ。これは、あくまでもやはり早期発見、早期治療というふうなことで、最終的にはやはり国民健康保険税の収支を考えて400万円の町の出費により、それは県の条例では3分の1を補助金というふうなことで書いてございますけれども、伊香保町はことしの4月から有料になったんですよ。こういうふうなことをですね、例えば大変申しわけございませんけれども、当局の説明では今までの前任者のですね、課長さんの職務怠慢であったから値上げしなかったと、説明がそういうふうなことを言われたんですよ。よく考えてみますと、これ見てみますと全1市1町4カ村で同じ料金の例えば1,000円、2,000円、1,000円、500円、500円という検診料は同じようにここには明示されておりますけれども、これはあくまでも伊香保町におきましてはことしの4月から有料になったと。それ以前は無料だったんですよ。そして、町としてやはりこれも最終的には町から国民健康保険税の出る金が少なくなると、早期発見、早期治療というふうなことの福祉のですね、一番根幹にかかわるようなことをですね、ここに帳面づらで見ただけでは全部今までずっと取ってあったように見えるけれども、これは伊香保町はことしの4月から自己負担額を有料化したと、こういうふうな事態になっているわけで、大変恐縮でございますけれども、できることでしたらこういう寿カード、ランドセル等もですね、即廃止でなく、例えばこのいろいろな調整見ますと、渋川の例に倣うというふうなことで、例えば入浴につきましては渋川の例に倣いますと合併時に調整するというふうなことで、65歳以上の高齢者及び障害者、入浴券を年3回お配りしていると、こういうところをですね、例えば10回とか30回に訂正してやって、なおかつ伊香保町の1町で行われておるそういう入浴に対する365日入れるですね、

そういう券を即廃止にするというふうなことのないような政策をぜひ、来年の新市の市長選に立候補なさる意思表示をしている木暮会長さん、ちょっとお伺いをしますが、そういうふうなことに對して現時点の市長さんのお考えはどのような考えであるか。私が今申し上げた福祉に逆行しているのではないかというふうなことに對して、明快なる答えを聞かせていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局長（吉原康之君） ご質問にお答えしたいと思います。

まず、寿カードの関係でありますけれども、先ほど説明をいたしました43ページの資料の合併時に廃止する事業ということで整理をした事業のお話であります。このうち、一番冒頭にあります身体障害者援護事業の次に市町村有施設利用券事業というのがあります。これがただいまお話のありましたご質問に関連するものであります。これについては、確かにそういった整理で廃止するわけでありまして、後ほど改めて説明いたしますけれども、59ページをごらんいただきたいと思いますが、59ページの上から27のところのさらに下の方へ目を振っていただきますと、27 6という項目があります。そこにシルバーカード発行事業というのがありまして、整理としては先ほどの事業を廃止いたしますけれども、一応合併時に調整して統一的に実施するという、そういう整理をいたしております。ただ、先ほど説明いたしました43ページの方の事業につきましては、これは身体障害者といいますか、一定のそういった方たちに利用券というようなことでお話にありました無料券が配付されてきた事業であるというふうに聞いております。この事業の整理につきましては、結果としてこの調整結果にありますように1町のみというような理由も挙げてありますが、お話にもありましたそういった視点でもさまざまな議論をしたわけでありまして、これも過去に既に協議会の方に報告をし、ご了解していただいているものであります。福祉医療助成事業というのがあります。これにつきましては、乳幼児を初めそういった方たちに一定の条件で無料医療費の助成をしておるわけでありまして、この福祉医療の中には乳幼児医療の人たちに対する助成もあるわけでありまして、乳幼児医療につきましてはご承知のように伊香保町さんが小学1年の就学が終わるまでということで、非常に対象が広いわけでありまして、その場合には一番対象が広い伊香保町に合わせました。これは、ただいまの利用券カードとは直接関係がないわけでありまして、そのほかに福祉医療の中には身障者の関係で3級の手帳を持っている方、それから療育手帳でB級の手帳を持っている方、それから精神の関係の通院をされている方で、その方に対する福祉医療の助成も行っておりまして、これも何回か繰り返してお話をしておりますように、福祉医療の関係では約5,200万円ぐらいそういった一番いいところに合わせるといような調整をしたものでありますから、結果として財政負担が出るわけでありまして、乳幼児医療の

ところだけをマイナスをいたしましても、先ほど申し上げました寿カードに関連いたしますそういった身障者の方に対する事業の拡大ということで、約3,000万円ほどぐらい財政影響が出るというような、そういう調整もしたわけであります。

ですから、結果として申し上げたいことはですね、総体的に高齢者に対する、あるいは身障者に対するそういった状況を見ながら、先ほども結果として整理をいたしました1町のみにといい、そういう結果の整理となっておりますが、そういった多角的な検討の中で整理をしたという、こういうことありますので、全体的にはそういった意味のレベルアップになっているというようなことをご理解をぜひいただければと思います。

それから、ランドセル等のお話、これちょっとこの問題と関係ないんでありますけれども、お話もありました。それから、国保の関係のお話もありました。こういったことにつきましてもですね、総体的に財政影響額、あるいは住民サービスの向上というようなことを総体的に見ながらですね、調整をし、全体の中でどうかという、こういう検討をですね、各職員組織等含めてですね、検討をしていただきました。その結果がですね、個別の事業の廃止ということにつながっておりますが、その前提となっております検討につきましては、総合的に乳幼児医療の問題、それから高齢者福祉の問題含めて検討したということありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（大澤歳男君） 総体的に福祉事業は予算的に配慮しているというようなお答えをいただいて、私も全般的には了解しておるわけですが、この部分について例えば老人会なりそういうふうなところでですね、こういうふうなことの合併会議において一つもその全員が賛成なんだかやと、伊香保町の町民の一人としてそういうものがなくなるということは事実なんで、そういうことに対して新市になったら福祉の金額が総体的には多く持っているんだから、了解してほしいというふうなことは理解できますけれども、そういうふうなことに対して実際にですね、私も老人会の役員もしておりますし、そういうところでどのように説明するかというふうなこと、それは全体的な新市になったら福祉の、例えば身障者の方に対しては税を厚くしているんだというようなことだけのことで了解してもらえるんなら結構ですけれども、私みたいにやっぱり頭の古い、余り頭のよくない人間から見ると、やはりこれは1町のみでやっていたことなんだからということで即ですね、廃止するということに対しては、どうしても私には納得できませんし、やはり何とかそういうふうなことを段階的に、つまり摩擦の起きないような方向づけで事に当たっていただければありがたいと、そういうふうなことで、これは報告事項になっておるわけですが、きょうは協議の場所でございますので、大変しつこく申し上げて恐縮でございますけれども、個々のこの2点、3点だけのことを見たならばですね、やはり私には町民に対してそうい

うふうなことの現在受益している人たちに対して私が説明しても、納得していただけないのではないかなということ再度お願いするわけですが、そういう入浴に関して、なおかつ先ほども申し上げましたとおり各市町村であるいろんな施設に対してのそれはですね、全般的から見ればわかりますけど、じゃ2,997人の人口から9万人になってそういうふうなことになったと、9万人の都市になったからでかくなったからこうだというようなことで、30万、50万、100万都市の政令都市になったら、じゃどうなるんだというようなことを考えると、やはり何かそら恐ろしいようなものを感じるわけなんでございますけども、ぜひ何とかそういうものを即でなく、やはり段階的に理解できるようなことでやっていただければありがたいと、これは要望でございますから、答え要りません。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようでありますので、お諮りをいたします。

報告第40号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ないようでありますので、報告第40号は原案のとおり承認をされました。

次に、報告第41号 協議項目24 14「農林水産関係事業の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

報告第41号 協議項目24-14 「農林水産関係事業の取扱い」について

事務局長（吉原康之君） それでは、資料の65ページをごらんいただきたいと思っております。報告第41号 協議項目24 14「農林水産関係事業の取扱い」について、次のとおり報告するものであります。

これにつきましては、以下の表にありますように調整方針を既に決定をさせていただいておりますが、そのうちアンダーラインをいたしました3の農業振興対策及び担い手対策につきましては、合併時に調整するとされておりましたが、その後の調整の結果で表外にありますようにまとまりましたので、ご報告するものであります。

3といたしまして、読み上げてみますと、農業振興対策に係る認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業については、子持村、赤城村の例により、農用地利用集積支援事業等の単独事業については、子持村の例により合併時に統合するものとなります。なお、交付要件は現行のとおりとし、助成金の支払いに

については利用権の設定時とする。それから、担い手対策に係る認定農業者協議会支援事業については、現行のとおりとするものであります。

「また、」以降については、先ほどの既に決定をいただいているものと同様でありますので、次の67ページをお願いしたいと思います。上段にあります調整方針及び調整結果につきましては、ただいま説明をいたしたとおりでありまして、現況の欄をごらんいただきたいと思いますが、まず1の認定農業者農用地利用集積促進奨励金交付事業であります。遊休農地等の有効利用を図るため認定農業者の農地借用を促進するための事業でありまして、資料の内容につきましてはごらんいただいているようにかなり詳細にわたっておりますが、県の補助事業でありますから、基本的には実施しているところの内容はほぼ同様になっております。一部市町村によっては、市単、あるいは村の単独で実施しているものが加わっております。調整につきましては、先ほど申し上げましたとおり子持村及び赤城村の例によりいたしましたので、両村のそれぞれの欄にありますようになるわけでありまして、ただそれぞれの欄の下段にありますように交付要件につきましては異なっておるわけでありまして、各地区の状況が異なるということから、現行どおりということにいたしました。

次に、2の農用地利用集積支援事業であります。1の事業と同様の目的で実施されている事業でありまして、渋川市、あるいは子持村の単独事業であります。これにつきましては、助成対象の広い子持村の事業に合わせるとしたものであります。

それから、4の担い手対策であります。現況の欄のとおり伊香保町、小野上村以外につきましてはそれぞれ認定農業者協議会が設置をされておりまして、支援事業が実施されておりますが、新市においては農業経営基盤強化基本構想等の調整が必要となりますことから、先ほど申し上げましたとおり現行とすることにいたしました。

71ページをお願いいたします。ここでは、表頭にありますように平成18年度見込みであります。財政影響額を整理したものであります。ここでは、ただいま申し上げました調整結果に基づきまして平成18年度の見込額ということで整理をいたしております。それぞれ欄外に金額が記載してありますが、こういったことで調整をいたしますと欄外の金額の事業費となるわけでありまして。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、報告第41号についてご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、それではお諮りをいたします。

報告第41号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、報告第41号は原案のとおり承認をされました。

続きまして、次第の4、協議事項、議案第25号 協議項目24 15「商工・観光関係事業の取扱い」の変更についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

議案第25号 協議項目24-15 「商工・観光関係事業の取扱い」について

事務局長(吉原康之君) それでは、資料の75ページをごらんいただきたいと思っております。議案第25号 協議項目24 15「商工・観光関係事業の取扱い」の変更につきまして、次のとおり変更するものであります。

以下の表にありますように、既に調整方針については決定をされているところではありますが、そのうちアンダーラインの記載の部分になりますが、1の(1)と(3)及び(5)については新市において調整するとし、また1の(2)につきましては渋川市、赤城村及び北橘村の例によるとされておりましたが、その後さらに検討を進めた結果、表外にありますとおり変更することにいたしましたので、ご協議をお願いするものであります。

まず、1の金融制度であります。金融制度につきましては次のとおりとするものでありまして、(1)、小口資金については渋川市の例により合併時に統合する。(2)、商業活性化資金については、合併時に廃止する。(3)、商工貯蓄共済融資利子補給については、利子補給対象貸付額1,500万円以内、利子補給率1%以内、利子補給期間5年以内とするものであります。(4)、季節資金につきましては、渋川市の例により合併時に統合とするものであります。(5)、緊急対策資金につきましては、合併時に廃止とするものであります。

5であります。優良企業誘致促進事業につきまして、工場設置奨励制度は渋川市の例によるといたしまして、また農村地域工業等導入地区は現行のとおりとし、当該地区には北橘村の課税の特例制度を適用とするものであります。

77ページをお願いいたします。上段の調整方針及び調整結果につきましては、ただいまご説明いたしましたとおりであります。

次に、現況の渋川市の欄をごらんいただきたいと思っております。まず小口資金であります。この欄の下段の方になりますが、渋川市は預託制度を採用しております。他の町村の同様のところを見ていただきますと利子補給制度を採用しております。新市におきましては、同一サービスの提供ということから、このための

小口審査会の統合、現在小口審査会はそれぞれの市町村にあるわけでありましてけれども、この小口審査会の統合を可能とするために、渋川市の例に倣って合併時に統合することにいたしましたものであります。

次に、商業活性化資金であります。制度を設けているところの実績の記載を見ていただきますとごらんいただけますように、利用者がほとんどいないこと、また既に県の協調制度も廃止されたというようなことから廃止することにいたしました。

次に、商工貯蓄共済融資利子補給につきましては、群馬県商工連合会の制度であることから、商工会議所の会員につきましては利用できないという不均衡は生じますものの、現町村の商工会は引き続き存続することから存続させることにいたしました。現況では、表にありますように貸付額、利子補給期間等それぞれ違いがありますが、先ほど申し上げましたとおり貸付額等の内容を統一し、存続させることにいたしましたものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第25号について質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問等もないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第25号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第25号は原案のとおり承認されました。

以上が本日予定をしております議事事項であります。

次に、次第の5、その他に入らせていただきます。

1、次回会議予定について、事務局から説明をしてください。

そ の 他

事務局次長（五十嵐研介君） 資料の83ページをお願いいたします。次回会議予定ということでございます。12月27日午後2時から、場所につきましては本日と同様の渋川プリアパレスでございます。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようでありますので、この際です。委員の皆さま

んからご意見、ご要望等ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) なしの声がありました。

以上をもちまして本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長(五十嵐研介君) 以上をもちまして第11回渋川地区市町村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉 会 (午後3時10分)

(会議録署名)

渋川地区市町村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年11月2日

議長

木暮 治一

署名委員

塩谷 勝巳